

いじめ防止基本方針

山武市立山武西小学校

◆いじめの定義◆

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。（いじめ防止対策推進法より）

◆基本理念◆

将来の夢や希望の実現に向け、一日一日を安心して、学習や諸活動に取り組める学校・社会づくりに向け、日々の不安や希望を打ち砕く「いじめ」の未然防止および防止対策を策定する。また、策定にあたり、教職員、児童、保護者等、幅広く意見を求めていく。

◆基本方針◆

- (1) 日常的な業務について
いじめへの対応は、学級担任、養護教諭、生徒指導主任、管理職等一致団結し、情報共有にあたる。
- (2) いじめ対策組織について
「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめ未然防止、早期発見に努める。
- (3) いじめ未然防止について
日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは、人間として絶対に許されない。」との心情を醸成する。
- (4) いじめの早期発見について
日常的な情報収集や計画的な教育相談などを行う体制を整え、定期的な点検を行う。
- (5) いじめの相談・通報について
迅速に行動し、正確な実態把握に努める。
- (6) いじめを認知した場合の対応について
「いじめ防止対策委員会」を中心として組織で対応にあたる。
 - ①いじめられた児童やいじめた児童への対応を行う。
 - ②保護者への対応を行う。
 - ③関係機関との連携の有無など組織で動く。
- (7) 情報提供
学校だよりやホームページを活用し、計画的に発信する。
- (8) 指導
些細な兆候や、疑いを見逃さず、早い段階からの的確に関わりを持つ。
- (9) 重大事態への対処
連絡体系を整え、初動を迅速に、丁寧に行う。
- (10) 公表・点検・評価
手順良く、5W1Hの確認とPDCAサイクルの活用を念頭に実施する。

◆基本姿勢◆

- | | |
|--|-----|
| ◇日常活動の充実を図り、全職員により計画的に実施する。 | ◇防止 |
| ◎いじめは、どこの学校でも、どの子どもでも起こる。 | ◎発見 |
| ◎早期発見・早期対応が取組のカギとなる。 | |
| ○いじめは絶対許されない行為である。 | ○発生 |
| ○いじめを受けている児童を必ず守る。
(いじめを受けている児童の立場になって指導・援助する。) | |
| □いじめを受けている児童の日常生活・学習評価等の対応は随時検討する。 | □事後 |

◆学校組織◆

- (1) 名称 いじめ防止対策委員会
- (2) 構成 校長・教頭・生徒指導主任
特別支援コーディネーター・養護教諭等
- (3) 役割 いじめ防止及びいじめ対策を行う。

◆具体的な取組◆

(1) いじめ未然防止につながる日常的な業務について

①わかる授業の実践

- 発表の仕方や話の聞き方など授業規律を確立する。
 - ・発表の仕方、話の聞き方、声の大きさに関する約束を決め、掲示をする。
- 学習課題を明確にし、授業の導入・展開・まとめを工夫するとともに板書計画をたてる。
 - ・学習課題や学習のまとめを必ず明示する。
 - ・板書の色づかいを学校で統一する。
- どの児童にも発言・発表の保障をし、児童の学びと人権に配慮する。
 - ・指名の際は、「～さん」をつける。
 - ・「教室は、間違えてよい場所」との認識に立ち、間違えた答えや発表を次につなげられるように支援する。
 - ・指名計画をあらかじめ持つ。
 - ・発言力があつたり、発表回数が多かつたりすることによって学級の方向が左右されないよう、具体的な経営計画を持つ。
- 教材研究においては、発問の工夫はもとより、児童が主体的に取り組める授業計画をする。
 - ・週案を有効活用し、児童を引きつける意図的な授業ができるよう心がける。
- 学習記録を確認するとともに思考過程を残せるようノート指導を工夫する。
 - ・ノート点検を必ず取り入れ、児童の理解の判断とし、次の授業に生かす。

②職員による観察・指導方法

- 朝のリフレッシュ運動の時間においては、全職員が児童とともに活動し、児童の心身の健康把握に努める。
- 授業中の様子においては、情報交換を学年はもとより、他学年の情報についても職員同士が連携し、把握に努める。
- 休み時間の様子においては、時間の長短や位置づけによる活動の違いを理解し、子どもたちの活動場所を把握し、ともに行動するよう心がける。
- 12月の世界人権週間については、人権集会を開催し、あわせて、いじめゼロ宣言を再確認する。
- 児童会活動においては、担当以外の職員も支援・指導にあたる。

- ・毎月職員会議において活動内容の検討や報告を丁寧に行う。
- ・委員会活動に職員は参加する。
- ・児童会役員会には、担当以外の職員も参加、協力する。
- ③教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長することの理解の徹底
 - モラルアップ委員会によるアンケートを行う。
 - ・職員対象：不祥事根絶チェックシート(毎月実施)
 - ・職員対象：不祥事根絶研修(随時)
 - 学校生活アンケート、体罰・いじめアンケートを実施する。
 - ・児童対象(每学期末)
 - ・保護者対象(2学期末)
 - 学校生活アンケート、体罰・いじめアンケート結果を公表する。
 - ・児童・保護者対象(每学期末)
 - ・学校評議員(2、3学期末)
- ④良好な人間関係づくりのための児童活動の充実
 - 望ましい集団づくりをめざした計画的な学級会活動を行う。
 - 班・グループ活動を取り入れる。(班会議・日直・週直・清掃等の活動)
 - 学級組織活動の正常化をめざす。(教科係等一人一役)
 - 児童会活動の正常化をめざす。(委員会一人一役)
 - 児童主体の全体集会を実施する。(毎月1回)
 - 縦割り班活動(異学年交流活動)を実施する。(毎月1回)
 - 地区児童会活動による集団下校を実施する。(毎週木曜日)
 - 年間指導計画を作成する。
- ⑤価値項目を明確にした道徳教育の充実
 - 要請訪問での授業展開を実施し、授業相互参観を行う。(每学期)
 - 学年道徳を実施する。(単学級の利点を生かす。)
 - 全校道徳を実施する。(1学期終業式)
 - 公開授業の実施する。(要請訪問を活用し、フリー参観で全学級展開)
 - 生活の場面に即した指導を実施する。(情報モラルの指導等)
- ⑥人権教育の実践
 - 12月世界人権週間にあわせ人権集会を開催する。
 - 外部人材の活用による講話等を実施する。
- ⑦情報共有
 - 職員間
 - ・毎週の打合せに項目として入れる。
 - ・連絡協議会(対策委員会)を定例化する。(毎月第3月曜日)
 - 保護者
 - ・PTA役員会にて、状況報告を行う。(年間3回程度)
 - ・学校だよりを発行する。(月2回程度)
 - ※個人情報には配慮する。

(2) いじめ対策組織について

- ①いじめ防止対策委員会の設置
 - 委員：校長・教頭・生徒指導主任・特別支援コーディネーター・養護教諭
- ②いじめ防止対策委員会の役割
 - 情報共有
 - ・毎月第3月曜日に実施し、情報共有を行う。

(3) いじめ未然防止について

- (1)の項目に準ずる。

(4) いじめの早期発見について

- 一日の様子の変化を朝の会・昼休み・帰りの会のサイクルで観察し記録をとる。
- 定期的なアンケートを行う。(每学期末)

- 教育相談を実施する。(每学期6月・11月・2月)
- 目安箱を設置する。(常時)
- 相談窓口を周知する。(年度初め)
- 保護者との連携を図る。(学級だよりでの発信及び個別対応)

(5) いじめの相談・通報について

- 校内相談窓口の掲示をする。(各階、各教室)
- 市開設の相談メールについて周知する。(学校だより・ホームページ)
- 校外での事案についての相談窓口を設置する。
- 児童会による「いじめゼロ宣言」をもとに、相談・通報は適切な行為であることの指導を行う。

(6) いじめを認知した場合の対応について

- ①いじめ防止対策委員会を直ちに開催し、以下の内容を協議・整理する。

- 事実確認
 - ※役割担当を明確にし、正確な記録をとる。
- 被害児童対応
 - ※守るといふ安心感を与える対応をする。
- 加害児童対応
 - ※被害児童に圧力をかけさせない。
- 周辺児童への指導
- 全児童への指導
 - ※いじめとは何か人権について考えさせる。
- 被害保護者への説明と対応策の相談
- 加害保護者への説明と対応
- 全体保護者への説明
- 教育委員会への報告・相談
- 関係機関への相談
 - ※隠蔽や虚偽の説明をしない。

②心のケア

- スクールカウンセラー、心の教室相談員との連絡調整を教頭が行う。

③関係機関との連携

- 市教委、警察への対応を校長・教頭が行う。

(7) 情報提供

- ①職員の情報共有化
 - 対策委員会を開き、緊急職員会議を開催する。
- ②調査結果について被害児童及び保護者への説明
 - 原則校長が行う。担任・生徒指導主任・教頭・校長4者で対応する。
- ③一般児童・保護者への説明
 - 原則校長が行う。生徒指導主任・学年主任等で対応準備を行う。
- ④教育委員会への報告説明
 - 校長が行う。
- ⑤マスコミ対応
 - 教育委員会との連携のもと、窓口は教頭とし対応は校長が行う。

(8) 指導

- ①被害児童のケア
 - 指導事項：基本方針に基づく
 - ・担任・主任等が保護者の了承を得て、直接会うことを大原則とする。

- ②加害児童への指導
- ◎指導事項：基本方針に基づく
 - ・担任・主任等（クラス内の際は、所属職員等）が保護者の了承を得て、直接会うことを大原則とする。
 - ・加害児童を2次被害者としなない。
 - * 2次被害とは、加害者が追い込まれ被害者的になること。

- ③特別指導について児童、保護者に知らせる。
- いじめを行った児童へは、学習保障のもと、特別教室での対応を行う。
 - 状況に改善が見られない場合は、法的措置〔出席停止〕もあることを示唆する。
 - この措置を実行する場合は保護者への再説明を行う。
 - いじめを受けた児童へは、学習保障のための措置をする。
措置例：訪問指導、補習等
 - 周知方法→年度当初に児童・保護者へ説明（4月中）
児童へは全校集会開催（始業式は避ける）
保護者へはPTA総会等

- ④傍観者への指導
- 指導方法 学年・全校集会説明者は校長が行う。
 - 保護者への周知 学校だより等での周知を校長が行う。
(学級通信は複数者の発信となり誤解を生じる。)
臨時保護者会の開催
 - 留意事項 個人情報への扱いに留意する。
学校の方針を明確に説明する。

(9) 重大事態への対処

- ①重大事態とは
- ◎「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
(児童が自殺を企図した場合等)
 - ◎「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
(年間30日を目安とする。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。)
 - * 「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

- ②重大事態発生時の連絡体系
- 発見者→担任→生徒指導主任→教頭→校長
 - 校長→市教委→市長
 - 市教委→東上総教育事務所→県教委

- ③重大事態発生時の初動
- 対策委員会組織の招集（委員：他）
 - 教育委員会への報告（校長・教頭）
 - 教育委員会との連携（校長・教頭）
 - 調査方法（◎は必須 △は状況に応じて）
 - ◎被害者本人 △被害保護者：聞き取りを複数職員で行う。
 - ◎加害者本人 △加害保護者：聞き取りを複数職員で行う。
 - 警察への通報（市教委・校長・教頭）
 - 関係機関との連携（市教委・校長・教頭）
 - * 調査にあたっては、調査組織の決定を含め教育委員会と相談をする。

(10) いじめ防止基本方針の公表・点検・評価

- ① ホームページ等で「いじめ防止基本方針」を示す。
- ② 毎学期調査を行い、結果と対応を公表する。
- ③ 学校評価の項目に入れる。
- ④ 学校評議員会で報告・説明をする。
- ⑤ 対策委員会は、毎年度2月に基本方針の見直しをする。